

工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の設定基準

平成20年4月1日

一部改正 令和元年7月1日

第1 対象工事等

1 工事の請負の契約

支出負担行為者（七飯町財務会計規則（平成19年規則第19号）第2条第6号に規定する者をいう。以下同じ。）は、原則として予定価格が130万円を超える工事の請負契約に係る競争入札を行おうとするときは、低入札価格調査制度と最低制限価格制度のいずれかを適用して行うものとする。ただし、予定価格が130万円以下の工事であっても支出負担行為者が必要と認めた場合は、制度を適用して行うことができるものとする。また、総合評価落札方式による場合は、低入札価格調査制度を適用する。

2 工事に係る委託業務の契約

支出負担行為者は、原則として予定価格が50万円を超える工事に係る設計、測量及び地質調査等（以下「委託業務」という。）の契約に係る競争入札を行おうとするときは、最低制限価格制度を適用して行うものとする。ただし、予定価格が50万円以下の委託業務であっても支出負担行為者が必要と認めた場合は、最低制限価格制度を適用して行うことができるものとする。

第2 低入札価格調査制度

1 低入札価格調査の基準

工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に係る事務手続要領（以下「事務手続要領」という。）第3の1の（1）に定める基準は、次の（1）から（4）までに定める額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 基準価格の設定

支出負担行為者は、発注しようとする工事の契約ごとに前項の基準により算出した低入札価格調査の基準価格（以下「基準価格」という。）を設定するものとする。

3 予定価格調書の作成

支出負担行為者は、基準価格を設定したときは、別記第1号様式による当該基準価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

4 入札の執行

入札の執行者は、入札の結果、基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するものとする。

5 調査の実施

(1) 支出負担行為者は、基準価格に満たない価格で入札を行った者について調査する場合は、入札価格の内訳書を提出させるほか、必要に応じて次に掲げる事項について入札者から事情聴取、関係機関への照会等を行うものとする。

ア 当該工事を行うに当たって当該入札者が予定している労務、資材等の量及びそれらの調達等に関する事項

イ アの適否

ウ 特別な事情により市場価格より低い価格で労務、資材等の調達ができるとの主張がある場合におけるその適否

エ 当該入札者の経営状態

オ その他必要な事項

(2) 支出負担行為者は、調査の結果に基づく契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かの決定に当たっては、合議制により十分な審議を行うものとする。

6 調査後の措置

(1) 支出負担行為者は、調査の結果、基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者（以下「最低価格の入札者」という。）の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該最低価格の入札者を落札者と決定するものとする。

(2) 支出負担行為者は、調査の結果、最低価格の入札者（基準価格に満たない価格で入札を行った他の者を含む。以下同じ。）の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められたときは、別記第3号様式による申請書を副町長に提出するものとする。

(3) 副町長は、承認又は不承認の決定をしたときは、別記第4号様式により支出負担行為者に通知するものとする。

(4) 支出負担行為者は、調査の結果、最低価格の入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格の入札者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札を行った者のうち、最低の価格で入札を行った者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。

(5) 支出負担行為者は、落札者を決定したときは、入札参加者全員に対して別記第2号様式により落札結果を通知するものとする。

第3 最低制限価格制度

1 工事の最低制限価格の設定の基準

事務手続要領第4の1の(1)に定める基準は、次の(1)から(4)までに定める

額の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、また予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 工事に係る委託業務の最低制限価格の設定の基準

- (1) 事務手続要領第4の1の(1)に定める基準は、委託業務の種類ごとに次のアからエまでに定める額に100分の108を乗じて得た額とする(一の契約の中に二以上の委託業務が含まれる場合は、委託業務の種類ごとに算出した額の合計額に100分の108を乗じて得た額とする。)

ア 設計(土木)にあっては、(直接人件費の額+直接経費の額+その他原価の額に10分の9を乗じて得た額+一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額)の合計額

イ 測量にあっては、(直接測量費の額+測量調査費の額+諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額)の合計額

ウ 地質調査にあっては、(直接調査費の額+間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額+解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額+諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額)の合計額

エ 設計(建築)にあっては、(直接人件費の額+特別経費の額+技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額+諸経費の額に10分の6を乗じて得た額)の合計額

- (2) (1)により算出した額が、事務手続要領第4の1の(1)のイとウに定める範囲外となる場合にあっては、(1)にかかわらず、次のア、イまでに定める額とする。

ア 測量、地質調査以外の委託業務については、その額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

イ 測量については、その額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の6に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。

ウ 地質調査については、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格の3分の2に満たない場合にあっては、予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

3 最低制限価格の設定

- (1) 支出負担行為者は、発注しようとする工事又は委託業務の契約ごとに1又は2の基準により算出した最低制限価格を設定するものとする。
- (2) 支出負担行為者は、特に1又は2の基準により難いと判断した場合は、最低制限価

格の設定に当たり、事前に別記第5号様式による最低制限価格設定承認申請書を副町長に提出し、承認を求めるものとする。

(3) 副町長は、(2)の最低制限価格の設定について承認又は不承認の決定をしたときは、別記第6号様式により支出負担行為者に通知するものとする。

4 予定価格調書の作成

支出負担行為者は、最低制限価格を設定したときは、別記第1号様式による当該最低制限価格を記載した予定価格調書を作成するものとする。

5 落札者の決定

支出負担行為者は、最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とするものとする。

第4 その他

支出負担行為者は、基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないように、十分注意しなければならない。

附 則（平成20年4月1日）

この基準は、公布の日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年5月7日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年1月20日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年7月1日から施行する。

取扱注意

予 定 価 格 調 書

工 事 名 _____

工事番号 _____ 第 _____ 号

予 定 価 格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

調 査 基 準 価 格	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入 札 書 比 較 価 格 (予定価格×100/108)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

入 札 書 比 較 価 格 (調査基準価格×100/108)	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
-----------------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記のとおり決定する。

平成 年 月 日

七飯町長

(印)

- 注1 最低制限価格を設定した場合に、「調査基準価格」を「最低制限価格」に書き換えて使用すること。
- 2 委託業務の場合は、「工事名」を「業務名」等と書き換えて使用すること。

別記第2号様式

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(業 者 名) 様

七飯町長 ⑩

入札の結果について (通知)

平成 年 月 日に入札した工事については、落札の決定を保留しましたが、調査の結果、次のように決定いたしましたので通知します。

記

1 工 事 名	
2 契 約 者	
3 契 約 金 額	

(担当課名)

別記第3号様式

取扱注意

(記号) 第 号
平成 年 月 日

七飯町副町長 様

(支出負担行為者) ⑩

最低価格の入札者を落札者とし不在ことの承認申請について
このことについて、 の規定に基づき、次により申請します。

工 事 名	
指 定 番 号	
工 事 場 所	
予 定 工 期	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
入 札 執 行 日	平成 年 月 日
設 計 金 額	
予 定 価 格	
入 札 金 額	
調 査 基 準 価 格	
入 札 者 名	
支 出 負 担 行 為 者 の 意 見	

(担当課名)

- 注1 この様式の送達に当たっては、封書に取扱注意と記載して行うこと。
 2 調査の結果を記載した書面を添付すること。
 3 委託業務の場合は、「工事名」を「業務名」等と書き換えて使用すること。

別記第4号様式

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(支出負担行為者) 様

七飯町副町長 ⑩

最低価格の入札者を落札者とし不在ことの承認等について

平成 年 月 日付け (記号) 第 号で申請のありましたこのことについて内容を審査した結果 (承認とした・不承認とした) ので通知します。

(不承認の理由)

(担当課名)

別記第5号様式

取扱注意

最低制限価格設定承認申請書

(記号) 第 号
平成 年 月 日

七飯町副町長 様

(支出負担行為者) 印

次の建設工事について、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の設定基準」第3の3の(1)の規定に基づき最低制限価格の設定承認を申請します。

工 事 名		指 定 番 号	第 号
最低制限価格		工 事 番 号	
予 定 価 格		予 定 工 期	
設 計 価 格		入札執行予定	平成 年 月 日
最低制限価格 の設定を必要 とする理由及 び算定方法			

(担当課名)

決 裁 欄		
起案年月日	平成 年 月 日	決裁権者
決定年月日	平成 年 月 日	起案責任者
施行年月日	平成 年 月 日	起 案 者
整 理 番 号		課 係
上記の最低制限価格の設定を承認 (する・しない)。		

- 注1 この申請書は、第6号様式と複写式とし、2部とも提出すること。
 2 この様式の送達に当たっては、封書に取扱注意と記載して行うこと。
 3 委託業務の場合は、「建設工事」を「委託業務」等と書き換えて使用すること。

別記第6号様式

取扱注意

最低制限価格設定承認申請書

(記号) 第 号
平成 年 月 日

七飯町副町長 様

(支出負担行為者) (印)

次の建設工事について、「工事等に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の設定基準」第3の3の(1)の規定に基づき最低制限価格の設定承認を申請します。

工 事 名		指 定 番 号	第 号
最低制限価格		工 事 番 号	
予 定 価 格		予 定 工 期	
設 計 価 格		入札執行予定	平成 年 月 日
最低制限価格 の設定を必要 とする理由及 び算定方法			

(担当課名)

承 認 (不 承 認) 書

(記号) 第 号
平成 年 月 日

(支出負担行為者) 様

七飯町副町長 (印)

上記最低制限価格の設定を (承認します・承認しません)。

(担当課名)

- 注1 この様式の送達に当たっては、封書に取扱注意と記載して行うこと。
2 委託業務の場合は、「建設工事」を「委託業務」等と書き換えて使用すること。